

# 飼養衛生管理基準の周知に関する取組状況

## 1. 都道府県における説明会の開催実績

	都道府県庁主催		家畜保健衛生所主催		講師派遣※1			都道府県庁主催		家畜保健衛生所主催		講師派遣※1	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
北海道	5	609	117	1,758	134	3,507	京都府	2	127	19	268	4	69
青森県	1	27	55	716	3	140	大阪府	2	85	4	80	1	10
岩手県	1	50	14	442	68	2,954	兵庫県	1	61	4	112	25	577
宮城県	5	240	11	500	3	100	奈良県	2	65			7	67
秋田県			20	371	8	262	和歌山県	8	250				
山形県			4	100	13	300	鳥取県	1	35	10	118	33	363
福島県	農場訪問、リーフレット配布で対応						島根県	4	130	14	288	3	130
茨城県	2	196	18	515	2	42	岡山県	2	309	8	507	6	275
栃木県	10	429	45	1,148	5	200	広島県	2	32	25	750	3	100
群馬県	1	20	26	438	28	592	山口県	2	30	15	350	7	250
埼玉県	2	20	7	200	2	50	徳島県	3	82	4	73	2	29
千葉県			9	396	20	503	香川県	1	60	10	300	6	170
東京都	2	70			2	32	愛媛県	5	271	1	22	12	140
神奈川県	1	95	14	220	17	160	高知県	5	94	13	153	8	152
新潟県	1	140	1	8	19	300	福岡県	1	26	4	107	7	166
富山県	2	69			1	25	佐賀県	1	200	3	100	17	700
石川県	1	250	5	120			長崎県	4	125	18	563	10	238
福井県	1	18			2	45	熊本県	5	197	41	1,496	34	1,093
山梨県	1	20					大分県	3	245	4	149	53	2,373
長野県	3	117	14	342	19	360	宮崎県	5	308	6	199	37	3,635
岐阜県	1	25	14	331	11	200	鹿児島県	2	537	36	1,460	24	1,268
静岡県	1	27	33	563	6	464	沖縄県	5	430	23	1,060		
愛知県	4	130	23	578	51	1,608							
三重県	2	18	12	224	5	110	実施自治体数	44		40		42	
滋賀県	1	80	2	80	6	250	合計数	114	6,349	706	17,205	724	24,009

※1 講師派遣とは、都道府県以外が主催する説明会に都道府県職員が講師として参加したもの。

※2 説明会の参集範囲は生産者、開業獣医師、NOSAI職員、市町村職員、都道府県職員、関係団体等が含まれている。

## 2. 都道府県における説明会以外の取組実績(全都道府県でいずれか実施)

- ・ホームページ掲載(38)
- ・報道機関による広報(10)  
テレビ、新聞及びラジオ
- ・情報誌等への投稿(27)  
衛生情報誌、農協広報誌、市町村広報誌等
- ・リーフレット及びポスター等の配布(51)  
立入禁止シール及び要消毒周知シール(別添1)、特定症状等を記載したカレンダー(別添2)、外国人用飼養衛生管理基準翻訳版(英、中)等、少羽数農家対象ポスター(別添3)
- ・関係団体等への協力依頼(10)  
教育委員会、動物取扱業所管部局、畜産協会、飼料会社、家畜運搬業者、家畜市場及び共進会
- ・戸別対応(48)  
農場訪問、Fax通知

※ ( )内は該当する取組を行った都道府県数(複数の取組を行った都道府県もある)

## 3. 農林水産省における説明会の開催実績

平成23年8月下旬から9月中旬にかけ、本省及び各ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄)ごとに、各団体職員及び都道府県職員向けに説明会を実施。

(総参加数は団体職員422名、都道府県職員350名)





立入禁止シール、要消毒周知シール

# 小規模家きん飼養農場や愛玩鶏飼育者の皆様へ ～家きんを高病原性鳥インフルエンザウイルスから守りましょう！～

国内で高病原性鳥インフルエンザが発生したからといって、すぐにご家庭等で飼育している家きんが感染するというわけではありません。下記のことには注意していただければ、大切な家きんを高病原性鳥インフルエンザウイルスから守れます。飼育中の家きんを野山に放したり、処分するようなことはせず、冷静に対応しましょう。

## ① 日常の飼育管理の徹底

- 毎日、家きんを観察し、飼育小屋やその周辺を清潔に保ちましょう。
- 世話をした後は、手洗いやうがいをしましょう。

## ② 野鳥等と接触させない

- 飼育小屋には金網や防鳥ネット（2cm角以下）を張り、隙間を防ぎましょう。
- 餌や水は小屋の中に置き、餌が小屋の周辺に散乱しないようにしましょう。餌が散乱するとそれを狙う野鳥が接近してきます。
- 衛生的な水道水や井戸水を与えましょう。
- 小屋のそばには野鳥等が好む実のなる木を植えるのはできるだけ避けましょう。

### ※防鳥ネットの購入について

農業用資材販売所やホームセンター、インターネット等で購入可能です。

## ③ ウイルスを持ち込まない

- 世話をする前・した後は、靴底や手等を消毒し、人を介したウイルスの侵入を防ぎましょう。
- 飼育場所の出入口には、踏み込み消毒槽やアルコールスプレー等を設置しましょう。
- 人がみだりに飼育小屋に入らないよう「立入禁止」等と書いた看板・張り紙を設置しましょう。

### ※消毒薬について

◆ 鳥インフルエンザウイルスは一般的な消毒薬で消毒できます。次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、クレゾール液、逆性石けん液等。逆性石けんは薬局等で購入できます。

#### ◆ 消石灰

土壌改良材として、農業資材販売所等で購入できます。小屋の周辺の地面にうっすら白くなるくらいにまいたり、糞にふりかけてください。

#### <使用上の注意>

消毒薬が直接手や目に触れたり吸い込んだりしないよう、手袋やゴーグル等を着用し、使用説明書を必ず確認してください。

## ④ 飼育の記録と保存

- 鶏を購入した日、飼育小屋に部外者が入った日、鶏の具合が悪い時の症状等、その記録を残しましょう。

## ⑤ 飼養している場所や羽数を県に届出して下さい。

- 毎年1回、飼養している情報を県に届出することになりました。役場や家畜保健衛生所にご一報下さい。



**\* 飼養家きんが連続して死亡する等の異常があれば、家畜保健衛生所まで連絡を \***

### 問い合わせ

【家きん等の異常について】●中央家畜保健衛生所：土佐市高岡町乙 3229（☎：088-852-7730）

【死亡野鳥について】●鳥獣対策課：高知市丸ノ内 1-2-20（☎：088-823-9039）

※夜間及び土、日、祝日は、☎088-823-1111(県庁)まで連絡してください。